

【文化スポーツ部・文化施設政策監】

件 名	京都府が付与した称号及び規程の取扱いについて
<p>申立概要 【受理 4. 2. 2】</p>	<p>① 京都府から称号を付与された者が、京都府の計画に反対していることから、京都府は速やかに称号の返上・辞退を求め、応じない場合には、その称号の取消・停止の措置を取るべきである。</p> <p>② 称号の取消・停止に係る規定が存在しない規程には不備があることから、早急に改正が必要である。</p>
<p>確認事項 【通知 4. 7. 15】</p>	<p>① 称号を付与された者の言動は、個人としての意見を主張したものと考えられ、その内容が京都府の計画と相違することをもって、直ちに称号の取消・停止等の対応が必要であるとは考えていない。</p> <p>② 当該規程は京都府の関係機関等の規程を参考として制定されたものである。同関係機関において、称号にふさわしくない行為があった場合、称号の取消・停止に係る規定の有無に関わらず、称号の取消を行っている事例があることから、これらの取扱いと同様に、必要が生じた場合は、取消・停止の決定をすることは可能であるため、直ちに同規程に不備があり、改正が必要であるものとは考えていない。</p>